

悪質商法に注意！

～悪質商法の手口とは～

【点検商法】

点検をすると家に上がり込み、「床下の土台が腐っている」「白アリ被害がある」と不安をあおり高額な商品や工事の契約をさせる商法です。



【マルチ商法】

販売組織に勧誘し、商品を知人に売ったり、知人に「加入者を増やすことでマージンが入る」と勧誘する商法ですが、勧誘ができなかったり商品が売れず大量の商品の在庫を持たされるなどして多額の借金を抱えることとなります。



【アポイントメントセールス】

電話で「当選した」「特別モニターに選ばれた」という口実で店舗などに呼び出し、高額な商品やサービスを契約させる商法です。



【催眠（SF）商法】

「くじに当たった」「新商品を紹介する」と会場に集め、閉め切った会場で台所用品などを無料で配って得た気分させ、異様な雰囲気の中で高額な商品を売りつける商法です。



【利殖商法】

「元本保証」「絶対儲かる」など、高い利益が得られると投資をもちかけ、高額な契約をさせ、その後「会社と連絡が取れなくなったり」「偽の社員が勝手にやったことなので知らない」等と言って損害を与える商法です。



【押し付け商法】

高額な商品を販売するため、むりやり家に上がり込んで、長時間居座ったり、大声で脅かしたりして、高額な布団などを無理やり売りつける商法です。



【送り付け商法】

知らない業者から「注文を受けた商品を送る」「キャンセル出来ない」と電話が来て海産物等の注文していない商品を勝手に送り付け、代金を請求してくる商法です。



だまされないためのポイント

- ① 「絶対に儲かる」「おいしい話」には要注意
- ② はっきり「いいません」と断り、書類にサイン・印鑑は慎重に
- ③ 困った時は110番！ひとりで悩まないでまず相談

秋田中央警察署
018-835-1111



だまされないためのポイント

～悪質セールスマン撃退10箇条～

1 何の用？しっかり聞こう身分と用件！

話をする前に、相手の身分と要件をしっかり聞くことが重要です。相手によっては、身分証明書を見せてもらうなどの用心が必要です。

2 おかしいと思ったときはドア閉めて！

おかしいと思ったときは、玄関や家の中に入れないようにしてください。入れたらあなたの負けです。

3 もうかりますそんな言葉にご用心！

簡単に楽をしてもうかることは絶対にありません。「おいしい話」や「甘い誘い」に乗らないようにしましょう。

4 あやしいぞ人のフトコロ聞く業者！

話の中で収入や預金を聞くような業者は要注意です。このような業者は、あなたからいくらお金を取ることができるかを値踏みしているのです。

5 勇気だしははっきり言おういりません！

最近では、電話での各種勧誘が非常に多くなっていますが、電話でも契約は成立します。後日のトラブルを避けるためにも、ちょっとでもおかしいとか、必要がないと思ったときは、はっきりと断り、電話を切ってください。

6 しつこいなそんな相手は 110 番！

必要がない場合は、はっきりと断ってください。それでもしつこく勧誘する場合は、「110 番しますよ。」とはっきり告げてから、110 番通報をしてください。

7 迷ったら一人で悩まずまず相談！

契約するかどうかわ迷うことがよくあります。そのようなときには一人で悩まずに、身近な人に相談をしてください。契約のことを人に話してはいけないなどと口止めするような業者は要注意です。

8 サインしたあとでしまったもう遅い！

契約は口頭でも成立しますが、契約書を作成するときは、慎重に行ってください。問題の多い例として、「公団住宅の申込み代行」があります。単なる資料請求のつもりで印鑑を押して出すと、突然料金を請求されるというものです。資料の請求に印鑑が必要なわけではありません。印鑑を要求する書類は、それ自体が契約書である場合が多いので、小さな字でもよく読んで、十分に納得してから投函するのが原則です。印鑑を押すものは契約書だと認識してください。

9 契約はしてもお金は後払い！

一旦お金を支払ってしまうと、解約する場合、返金問題で必ずトラブルが発生します。

3,000 円未満の商品を現金で購入した場合は、クーリングオフできませんが、3,000 円以上の商品の場合は、現金払いでもクーリングオフすることができますので、支払いは、できるだけ後払いにするのが賢明です。

10 あなたです自分の財産守るのは！

くれぐれも被害に遭わないように気をつけましょう。

